

国民義勇隊員に関する援護の研究

○ 関西女子短期大学 今井慶宗 (006951)

キーワード：国民義勇隊、戦傷病者戦没者遺族等援護法、防空従事者

1. 研究目的

戦時下において、国民義勇隊員は防空、水火消防、陣地構築、兵器弾薬・糧秣の補給・輸送といった軍の後方支援を担ってきた。しかし、戦後、国民義勇隊員等の組織・身分・活動について、十分な学術的検討が行われてきたとは言いがたい。国民義勇隊員を戦傷病者戦没者遺族援護法による準軍属として処遇することにより死傷者の補償を進めようとする動きが昭和 30 年代くらいまで活発であった。戦争犠牲者援護の一環としての国民義勇隊員に対する戦後補償とともに国民義勇隊員の組織・身分・活動について解明する。

2. 研究の視点および方法

国民義勇隊員について検討するには戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用に関するこれら議論を整理することが有効であると考えられる。国会における政府答弁を中心に議論を整理しつつ、国民義勇隊員の組織・身分・活動、そして死傷者の戦後補償について考察する。

3. 倫理的配慮

援護体制について歴史や法を中心とする側面からの研究であり、個人のプライバシーに関わることや直接に特定の人・家族などを対象とする研究対象にしていない。研究において、個人情報に配慮し、個人情報・プライバシーに関する記述にわたらないようにした。記載内容は日本社会福祉学会の研究倫理規程とそれにもとづくガイドラインに配慮した。

4. 研究結果

国会において国民義勇隊員の援護法制について議論されたときの内容を大まかに分類すると①国民義勇隊の成立時の根拠規定、②国民義勇隊員の犠牲者数、③戦傷病者戦没者遺族等援護法の対象性、④国民義勇隊を準軍属として扱う根拠、⑤準軍属への障害年金・遺族給与金の支給への改正、⑥H市の原爆投下と国民義勇隊である。

昭和 34 年の戦傷病者戦没者遺族等援護法改正で国民義勇隊員等も準軍属とされた。軍人軍属のように国家との特別の身分関係はないが、総動員法その他によるところの、国家の特別の権力関係にあった、そして業務上戦時災害にかかったということで準軍属として援護法の対象となったのである（昭和 36 年 3 月 1 日衆議院予算委員会第二分科会会議録厚生省引揚援護局長答弁）。これによって準軍属である国民義勇隊の隊員が職務を行っているとときに負傷して、恩給法の別表に定める程度の障害に当たる場合には年金が支給されることとなった。国民義勇隊員が援護法の対象とされるのは、援護法第 2 条 3 項に準軍属の

規定が、3号に国民義勇隊が入っているからである（昭和43年4月26日衆議院社会労働委員会厚生省援護局長答弁）。昭和20年3月23日の閣議決定「国民義勇隊組織ニ関スル件」では、防空関係についても国民義勇隊がその職務を行なうということが定められていて、閣議決定の1の「目的」の中に「国民義勇隊ハ隊員各自ヲシテ旺盛ナル皇国護持ノ精神ノ下其ノ職任ヲ完遂セシメツツ戦局ノ要請ニ応ジ左ノ如キ業務ニ対シ活潑ニ出動スルモノトス」とあり、その（1）に「防空及防衛、空襲被害ノ復旧」、というような事項を並べている（昭和42年12月14日衆議院予算委員会内閣法制次長答弁）。国民義勇隊は、状況が緊迫した場合においては武器をとって決起する体制に移行する準備がなされてそういう組織がなされていたので、国民義勇隊は、防空法に基づく警防団員や特殊技能者よりも、その拘束されている組織あるいは拘束の状態が軍人軍属に準すべきものである（昭和47年4月20日衆議院社会労働委員会厚生省援護局長答弁）とされたのである。昭和47年時点で、国民義勇隊では準軍属扱いされたのは、4,171人であった（昭和47年4月20日衆議院社会労働委員会厚生省援護局長答弁）。国民義勇隊組織の実態については、「おそらくこれは各都道府県ごとにその組織化がまかされたと思われるわけで、国民義勇隊が、いわゆる大きな都市において完全に組織され、国民義勇隊の活動に入っていたのはH市だけである。組織化が進んでいなかった」（昭和48年4月5日第71回国会衆議院社会労働委員会会議録第13号4～8頁厚生省援護局長答弁）とされている。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案については附帯決議があるものも少なくない。国民義勇隊に関しては昭和49年から平成元年までであり、例えば平成元年のものを見ると「政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである（略）第二次大戦末期における閣議決定に基づく国民義勇隊及び国民義勇戦闘隊の組織及び活動状況等について明確にするとともに、公平適切な措置をとり得るよう検討すること」となっている

その一方で、国民義勇戦闘隊は昭和20年3月に編成された国民義勇隊を基盤にして行こうとされたが、一般に補償対象とされていない。国民一般、特に地域についての義勇兵役法の実用上の適用はあったということが明らかではない（昭和52年5月17日参議院社会労働委員会厚生省援護局長答弁）からとされている。

5. 考察

戦後約75年が経過し、大戦中の業務に起因する死傷を理由とする新規の裁定は概ね済んでいると考えられる。しかし現在の国民保護法の下においても有事の際に協力を求められる人々が多く予想される。前の大戦後の準軍属等への補償制度とその運用の実態の経験は今後の制度設計においても活かされなければならない。国民義勇隊員のほかにも、医療従事者そのほか防空法や閣議決定等を踏まえて防空従事者とされた者が少なくない。それらの意義・活動・戦後補償についての解明も必要である。また、本研究は戦後における国会での政府答弁を中心に議論を整理したにとどまる。いわば戦後における法整備の上での建前と当時の実態の乖離を埋める研究も必要である。